

測量CPD技術者証及び発行の基準

(H20.4.1)

測量CPD学習プログラムの履修を希望する者に対し登録した証として発行する「測量CPD技術者証」及びその発行基準は、次のとおりとする。

1. 測量CPD技術者証

(1) 測量CPD技術者証の記載事項

〔表面〕

- ①氏名 ②生年月日（西暦） ③登録番号（第1回目の更新時は冠にIを付ける）
- ④登録年月日 ⑤有効期限 ⑥写真（無帽上半身、縦30mm、横24mm）
- ⑦所属・勤務先 ⑧発行者名称「測量系CPD協議会」 ⑨発行日

〔裏面〕

測量技術者の倫理

測量技術者は、技術者としての誇りと品位を保ち、常に自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献すること

（社会貢献の優先）

与えられた環境及び条件下において、最善の測量技術を発揮すること

（データ及び測量成果の提供）

測量専門家として、取得したデータ及び測量成果を正確に提供すること

（専門家としての職務遂行）

専門とする技術領域及び資格において、その職務を誠実に遂行すること

（専門家としての自己研鑽）

先端技術の開発又は修得に努め、成果の品質向上に精励すること

平成16年7月制定（一部抜粋）

(2) 技術者証の規格

- 1) 形状寸法 縦53.5mm 横85mm（JIS規格）
- 2) 材質 塩化ビニール樹脂

2. 測量CPD技術者証の発行

測量CPD技術者証は、本人の申請に基づき測量CPD学習プログラム履修を希望する者に学習履歴台帳に登録するとともに登録した証として発行するものとする。

1) 測量CPD技術者証の発行日

測量CPD技術者証の発行日は、発行申請を受理した月とする。

2) 測量CPD技術者証の送付

測量CPD技術者証の当該技術者への送付は、原則として発行申請を受理した日から1ヵ月以内とする。

3. 測量CPD技術者証の再発行

測量CPD技術者証の記載事項の変更、紛失及び損傷等により、再発行を希望する

者には、本人の申請に基づき再発行する。(有料)

4. 測量CPD技術者証の有効期間

測量CPD技術者証の有効期間は、発行日より5年間とし、5年の経過毎に更新するものとする。再発行に関わる有効期限は、既発行の有効期限とする。

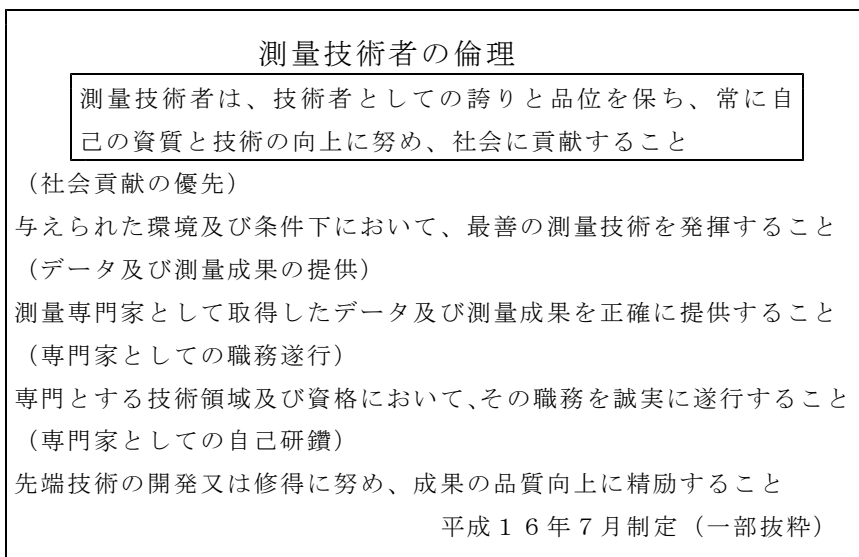
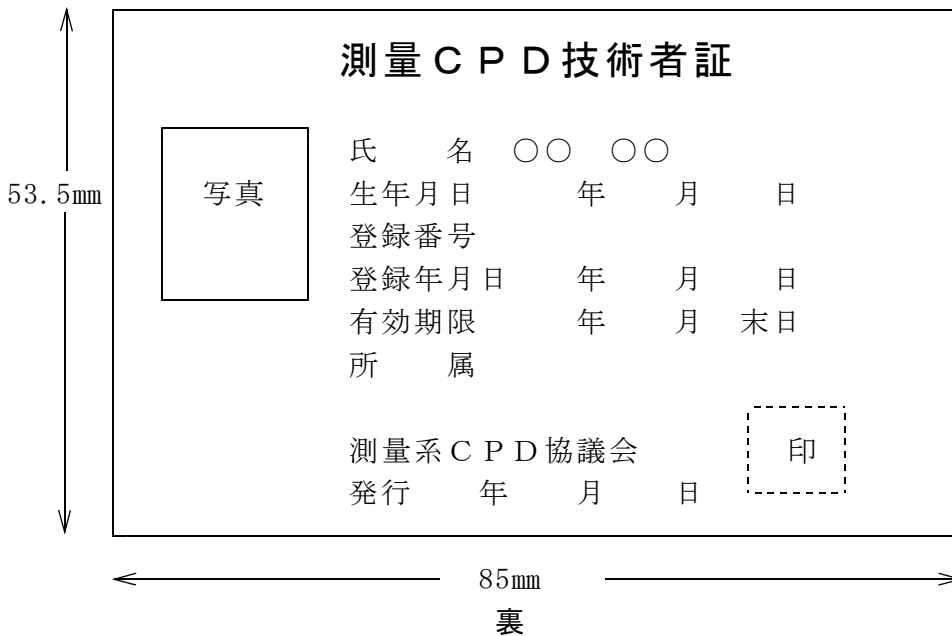
5. 測量CPD技術者証の更新

測量CPD技術者証の有効期間は5年間であるので、更新が必要となる。更新に伴う測量CPD技術者証の記載内容は、現行の測量CPD技術者証と同様とする。

6. 測量CPD技術者証

技術者証の形状は、次のとおりとする。

表



(以上)